

あきる野市 こども計画

令和8年度～令和11年度



概要版

この計画は、0歳から概ね30歳未満の子どもや若者が健やかに成長し、自分らしく希望を持って歩んでいけることを目指して作成しました。

令和8年3月
あきる野市



第1章 計画の策定に当たって

計画の趣旨・背景

少子化の急速な進行は、社会全体の在り方に大きな影響を及ぼしており、子どもを取り巻く環境も大きく変容し、いじめ、不登校、社会的孤立などの問題が深刻化・長期化しています。

このような中、国は、令和5年4月「子ども基本法」の施行とともに、「子ども家庭庁」を創設し、同年12月には「子ども大綱」が閣議決定され、子どもの視点に立った課題解決体制の整備が進められています。

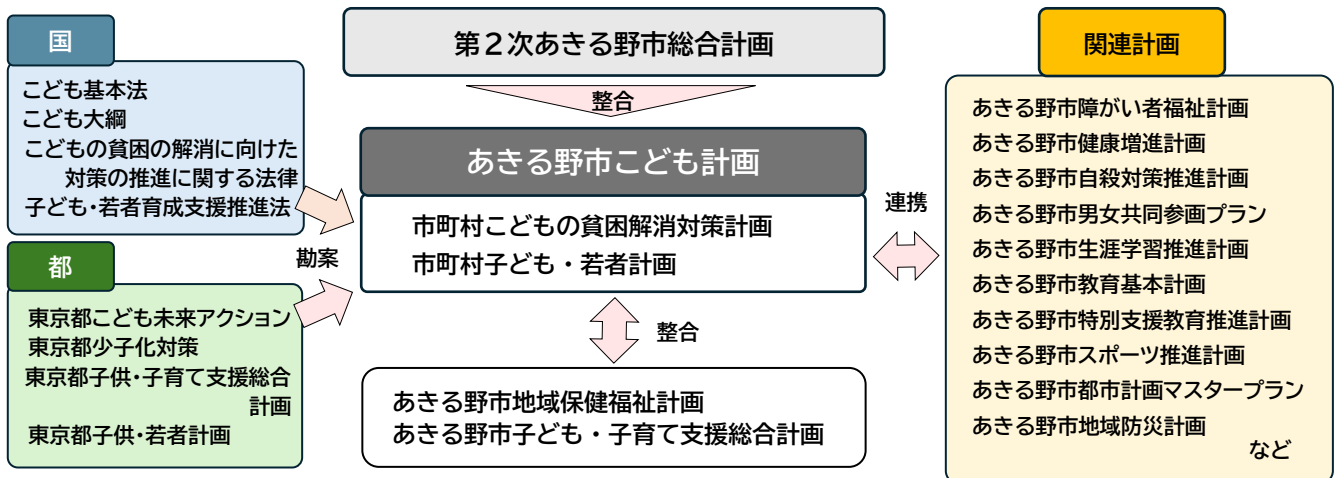
現在、本市では、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」に基づき、子ども・子育てに関する施策の積極的な推進に努めております。

今後、全ての子どもへの支援をさらに強化するため、市内の豊かな自然、伝統、文化の中で育つ子どもの視点・権利を尊重した「あきる野市子ども計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、「子ども基本法」第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」として策定すると同時に、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」として、一体的に策定するものです。

本計画では、本市の最上位計画である「第2次あきる野市総合計画」をはじめ、「あきる野市地域保健福祉計画」や「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合を図るとともに、その他の子ども施策に関係する関連計画と連携を図り、子ども施策を推進していくための理念となる計画としています。



計画の対象

本計画の対象は、0歳から概ね30歳未満の子ども・若者と子育て当事者として。



～「子ども基本法」における「子ども」とは～
心身の発達過程にあり、若者を経て、大人として円滑に社会生活を送れるようになるまでの成長段階にある者を指します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、最終年に当たる令和11年度には、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」をはじめとする関連計画との整合・連携を踏まえた改定作業を行い、令和12年度からの新たな計画を策定します。

第2章 あきる野市のこども・若者を取り巻く状況

人口の状況等

- 総人口は、令和2年度から令和7年度にかけて減少が続いており、令和7年度は79,028人となりました。また、年齢3区分別にみると、令和2年度以降、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）も令和6年度以降、減少傾向に転じています。生産年齢人口（15～64歳）は、増減を繰り返しながら推移しています。
- 出生数は、年によって増減はあるものの、減少傾向となっており、令和5年は383人となっています。また、合計特殊出生率は減少傾向にあります。令和4年と比較するとわずかに増加となっています。
- 総世帯数については、平成22年以降増加傾向にある一方、0～6歳未満のこどもがいる世帯と0～18歳未満のこどもがいる世帯は、ともに減少が続いており、その減少幅も拡大している傾向にあります。また、6歳未満のこどもがいるひとり親世帯は、増加傾向が続いています。
- 未婚率については、平成27年と令和2年を比較すると、男女ともにわずかに上昇しています。特に、男性では20～24歳を除く全ての年齢層で未婚率が高くなっており、女性についても35～39歳を除く全ての年齢層で未婚率の上昇が見られます。

アンケート調査

Q 1番ほっとできる場所（場所）は？

小学5年生・中学2年生
に聞きました

小学5年生では、「自分の家」が85.4%で最も多く、次いで「友だちの家」が2.7%、「ほっとできる居場所はない」が2.5%となっています。中学2年生では、「自分の家」が85.5%で最も多く、次いで「クラブ（部活動）」「ほっとできる居場所はない」がそれぞれ3.8%となっています。

Q 将来こどもをもちたいですか？

15～29歳に聞きました

「もちたい」が37.6%で最も多く、次いで「どちらかといえばもちたい」が28.3%、「もちたくない」が12.5%となり、「こどもをもちたいと思わない理由」については、「子育てが大変そうだから」が54.5%で最も多く、次いで「子育ては経済的負担が大きいから」が48.3%、「こどもが苦手だから」が32.2%となっています。

Q 子育てに関する不安や悩みは？

ひとり親家庭に聞きました

「こどものしつけ・教育」が43.4%で最も多く、次いで「こどもにきつくあたってしまうことがある」が34.2%、「こどもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」が33.8%となっています。

こどもの意見聴取

学童クラブ・児童館での意見聴取の様子



第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野

～基本理念に込めた想い～

- 全てのこどもや若者が主役であり、誰一人取り残さないこと
- 個性や多様性が尊重され、自分自身の考えが表明できること
- 夢や希望に向かい、自身の意思で自分の道を切り拓いていけること
- 豊かな自然や伝統、文化に触れながら地域や社会に支えられ、成長すること

基本目標

基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

こどもや若者一人ひとりの意見や思いを大切に受け止め、その成長の歩みを温かく支えていきます。また、こどもの誕生前から青年期、子育て当事者に至るまでの様々な場面において、それぞれの声にしっかりと耳を傾け、安心して学び、多様な体験を積み重ねることができる支援体制を築きます。こうした中で、一人ひとりが自分らしく力を伸ばし、夢や希望に向かって自ら未来を描いていけるよう、地域や社会とともに学びや活動のできる環境を整えます。

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

こどもや若者は、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、それぞれのライフステージに応じて異なる課題やニーズを抱えています。発達の段階に応じた支援を展開し、全てのこどもや若者が安心して生活でき、自らの可能性を広げていけるよう様々な分野の関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組めます。また、一人ひとりの個性や思いが尊重される中で、夢や希望に向かって未来へ踏み出していけるよう、地域や社会がともに支える仕組みを整えていきます。

基本目標3 子育て当事者への支援

こどもたちの健やかな成長には、家庭や地域の幅広い支えが欠かせません。子育てを担う全ての方々が安心して子育てに向き合い、自らの考えや希望を大切にしながら歩んでいけるよう、経済的負担の軽減や子育て環境の整備など、多様な支援策を充実させていきます。また、地域全体で子育てを応援し、誰一人取り残されることなく、こどもも大人も笑顔でつながり合える環境づくりを進めることで、全てのこどもが自分らしく育つ未来につなげていきます。

第4章 あきる野市子ども支援施策の展開

計画の全体像

すべての子どもが 自分らしく 育つ あきる野	基本理念	
	基本目標1	子ども・若者の意見を尊重し 健やかな育ちを支援
		施策1-1 子ども・若者を主体とする取組の推進 施策1-2 多様な遊びや体験活動の推進 施策1-3 子ども・若者への切れ目のない保健や医療の提供 施策1-4 貧困の状況にある子ども・若者への支援 施策1-5 障がい等のある子ども・若者への支援 施策1-6 多様な背景を持つ子ども・若者への支援 施策1-7 子ども・若者の安全を確保する環境整備
	基本目標2	誕生前から幼児期の支援
		施策2-1 妊娠前から乳幼児期にかけた切れ目のない支援 施策2-2 子どもの健やかな成長を支える環境の充実
		学童期・思春期の支援
		施策2-3 子どもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の整備 施策2-4 子ども・若者の居場所づくりの推進 施策2-5 心身の健康や社会的自立に向けた支援 施策2-6 困難な状況にある子ども・若者への支援体制の整備
		青年期の支援
		施策2-7 若者の将来に向けた支援 施策2-8 悩みや不安などを抱える若者や家族に対する相談体制の充実
	基本目標3	子育て当事者への支援
		施策3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策3-2 地域で安心して子育てのできる体制の整備 施策3-3 仕事と子育ての両立や男女協働の子育ての推進 施策3-4 ひとり親家庭への支援

基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

施策 1-1 こども・若者を主体とする取組の推進

人権教育や道徳教育を推進することで、こどもの権利や人権意識の定着に努めます。また、こども・若者からの意見聴取を継続して実施します。

主な取組

- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- こども・若者への意見聴取

施策 1-2 多様な遊びや体験活動の推進

様々な遊びや体験活動に、こどもたちが自らの興味や関心に基づいて、主体的に参加できる環境整備を推進します。また、公園や子育て空間についても、インクルーシブを考慮した誰もが安心して利用できる環境を整備します。

主な取組

- スポーツ活動の普及
- 大島・子ども体験塾
- 安全・安心に利用できる子育て空間の充実

施策 1-3 こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供

こども・若者の心身の健康状態を把握し、年齢やライフステージに応じた切れ目のない保健・医療サービスを提供することで、こども・若者の健康の維持増進に努めます。

主な取組

- 各種健康診査
- 予防接種事業
- 健康相談事業

施策 1-4 貧困の状況にあるこども・若者への支援

学習支援や生活習慣の形成、保護者への養育支援を通じて貧困世帯のこどもの学習を支援します。また、就学に関する一部費用を援助し、家庭の状況に関わらず、等しく就学できる機会を整備します。

主な取組

- 子どもの学習・生活支援事業
- 就学援助費の支給
- 受験生チャレンジ支援貸付事業

施策 1-5 障がい等のあるこども・若者への支援

障がい者・障がい児とその家族を対象とした相談支援を行い、障がい等のあるこどもや若者が、安心して自分らしく過ごすことができる地域社会を目指します。

主な取組

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制の充実
- 障がい者（児）に対する相談支援
- 障がい者に対する就労・生活相談支援

施策 1-6 多様な背景を持つこども・若者への支援

ヤングケアラー支援や包括的な相談対応、児童虐待の未然防止など、誰一人取り残さない支援体制の充実に取り組みます。

主な取組

- ヤングケアラー支援
- 複合化・複雑化した課題を抱えた若者への支援
- 要保護児童対策地域協議会

施策 1-7 こども・若者の安全を確保する環境整備

犯罪や虐待、自殺などからこどもを守るための体制づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成に向けて関係機関と連携し、こどもや若者が安心して生活できる基盤を支えていきます。

主な取組

- 自殺対策事業
- 青少年問題協議会
- 要保護児童対策地域協議会【再掲】



基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない子ども・若者支援

誕生前から幼児期の支援

施策 2-1 妊娠前から乳幼児期にかけて切れ目のない支援

妊娠前の相談支援や妊娠期から乳幼児期を一貫して支援する伴走型相談支援事業をはじめとした、相談支援や情報提供、健康診査など切れ目なく多様な支援を実施します。

主な取組

- 保健師・助産師相談
- 伴走型相談支援事業
- 各種健康診査【再掲】

施策 2-2 こどもの健やかな成長を支える環境の充実

幼稚園や保育所等において、こどもが安心して遊び、健やかに成長することができる質の高い幼児教育・保育を提供します。

主な取組

- 教育・保育の提供体制の確保
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

学童期・思春期の支援

施策 2-3 こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の整備

全ての児童・生徒の多様なニーズに対応した学校教育を目指し、一人ひとりが自分らしく過ごし学べる教育環境づくりを推進します。

主な取組

- 学校教育の充実
- 青少年健全育成事業の推進

施策 2-4 こども・若者の居場所づくりの推進

こどもや若者の視点に立ち、多様な居場所を活用して、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

主な取組

- 放課後子ども教室の充実
- 学童クラブ事業の充実
- 子ども食堂推進事業

施策 2-5 心身の健康や社会的自立に向けた支援

将来の職業観や勤労観を育むとともに、様々な学びの機会の提供に取り組みます。また、心身の健康、妊娠に関する正しい知識の啓発、予期せぬ妊娠などの悩みや不安に対応する相談支援に取り組みます。

主な取組

- キャリア教育の推進
- 中学生の職場体験学習受入
- 保健師・助産師相談【再掲】

施策 2-6 困難な状況にあるこども・若者への支援体制の整備

不登校の児童・生徒やその家族への支援、こころの問題を抱えるこども・若者への個別支援などを通じて、困難な状況にあるこども・若者を支える体制の充実を推進します。

主な取組

- いじめ防止対策の推進
- 不登校児童・生徒への対応の充実
- こころの健康相談

青年期の支援

施策 2-7 若者の将来に向けた支援

就労準備へのきめ細やかな支援に加え、専門機関による相談体制や創業支援の場を整えることで、若者が自らの可能性を発揮し、地域社会の一員として未来を切り拓いていけるよう後押ししていきます。

主な取組

- 就労準備支援事業
- 就労相談・創業相談

施策 2-8 悩みや不安を抱える若者や家族に対する相談体制の充実

こころの問題を抱えている若者とその家族を対象とした専門職による相談対応などにより、切れ目のない支援につなげるため、関係機関との連携強化を図ります。

主な取組

- 悩みや不安を抱える若者の相談支援
- こころの健康相談【再掲】

基本目標3 子育て当事者への支援

施策 3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

医療費、入院助産費の助成や、児童手当などの支給を通じて、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、全てのこどもが平等に学び育つ環境づくりを推進します。

主な取組

- 医療費の助成
- 児童手当の支給
- 幼児教育・保育に対する支援

施策 3-2 地域で安心して子育てのできる体制の整備

地域で子育て家庭をともに支える意識の醸成や親子同士のつながりの促進、家庭教育支援などを通じて、地域で一体となって子育てや家庭教育を支えていくことができる環境づくりを促進します。

主な取組

- ファミリー・サポート・センター事業
- 家庭教育支援の充実
- 子育て関連情報の提供

施策 3-3 仕事と子育ての両立や男女協働の子育ての推進

仕事と家庭の両立を図りつつ、安心して継続的に働き続けながら質の高い生活を営むことができる仕組みづくりや、男女問わず家事・子育てへの主体的な参加を促進・拡大することで、夫婦が互いに協力しながら子育てできる環境づくりを目指します。

主な取組

- ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業
- 育児休業制度等の普及啓発
- 男女共同参画の意識啓発

施策 3-4 ひとり親家庭への支援

家事・育児支援や就労支援、手当の支給を通じて、ひとり親家庭が抱える困難の軽減と、自立の促進を図ります。

主な取組

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 児童育成手当・児童扶養手当の支給

第5章 計画の推進

計画の推進体制

本計画の基本理念である「すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野」の実現に向け、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携を図りながら、市内の幼稚園・保育所等、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。

進捗状況の管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づいて、各施策の実施状況を点検・評価し、「あきる野市こども計画策定・推進委員会」で検討を行い、施策の改善に努めます。

また、基本目標ごとに評価指標を定め、令和10年度に評価することとします。

評価指標

令和10年度に実施するアンケート調査結果を、以下のとおり評価指標として設定しました。

	評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和10年度)
基本目標1 な育ちを支援 見を尊重し健やか こども・若者の意	健康状態を「よい」「まあよい」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問5))	小学5年生：76.0% 中学2年生：75.1%	増加
	「ヤングケアラー」について「言葉も内容も知っている」と答えたこどもの割合(小5・中2調査(問14))	小学5年生：5.2% 中学2年生：23.2%	増加
	最近の生活の満足度が「9～10点」と答えたこどもの割合(小5・中2調査(問16))	小学5年生：55.0% 中学2年生：39.8%	増加
基本目標2 こども・若者支援 ライフステージに 応じた切れ目のない	学校が「楽しい」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問10))	小学5年生：51.8% 中学2年生：40.8%	増加
	将来への夢や目標が「ある」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問11))	小学5年生：84.5% 中学2年生：67.8%	増加
	ほっとできる居場所が「ない」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問18))	小学5年生：2.5% 中学2年生：3.8%	減少
	悩み事や不安を「誰にも相談しない」と答えた割合 (15～29歳調査(問21))	14.8%	減少
基本目標3 への支援 子育て当事者	将来、こどもを「もちたい」と答えた割合 (15～29歳調査(問15))	37.6%	増加
	現在の暮らしの状況が「苦しい」「大変苦しい」と答えた割合(ひとり親調査(問9))	60.2%	減少
	悩みの相談相手が「いる」と答えた割合 (ひとり親調査(問21))	67.6%	増加

ライフステージに応じたあきる野市の切れ目のない支援

妊娠前

妊娠前から支援します！

- 特定不妊治療費の助成
- 不妊症・不育症相談
 - ・保健師、助産師による相談



妊娠・出産

妊娠が分かたら…

- 妊娠届
 - ・母子健康手帳交付
 - ・妊婦面談
 - ・育児パッケージの配布
- 予防接種事業
 - ・妊婦へのRSウイルスワクチン

出産・産後をサポートします！

- 妊婦健康診査・産婦健康診査
- 伴走型相談支援 (妊娠中期アンケートなど)
- ハッピーベビークラブ (母親・両親学級)
- 新生児訪問・乳児家庭全戸訪問
- 各種助成事業
 - ・初回産科受診料助成 (生活保護世帯等)
 - ・里帰り等妊婦健康診査受診費の助成
 - ・新生児聴覚検査受診費の助成
 - ・未熟児養育医療助成
- 産後ケア事業 (宿泊型・通所型・訪問型)
- 妊婦支援給付事業
- 産後家事・育児支援
 - ・1歳未満の乳児がいる家庭にヘルパーを派遣
- 出産育児一時金
- 入院助産保護制度

乳児

成長の保障と遊びの充実を！

- ブックスタート事業
- こども誰でも通園制度 (生後6か月から3歳)
- 児童館事業 (0歳から4歳)
 - ・各種イベントを開催
- パースデーサポート事業 (1歳)
 - ・育児パッケージ (電子ギフト) 配付
 - ・アンケートの回答に応じた相談支援

お子さんの健康を一緒に守りましょう！

- 乳幼児健康診査
 - (集団：3～4か月児、1歳6か月児、3歳児)
 - (個別：1か月児、6～7か月児、9～10か月児)
- 幼児歯科健康診査・フッ素塗布・歯みがき教室
- 予防接種事業
 - (ロタ、B型肝炎、小児用肺炎球菌、5種混合、BCG、水痘、MRなど)



ワーク・ライフ・バランスをサポートします！

- 保育園・認定こども園等
- 休日保育事業

子育ての負担を軽減します！

- 一時預かり事業 (子育てひろばここの内、保育所等)
 - ・疾病、出産、親族の看護、育児疲れでリフレッシュしたい時など (生後57日から就学前)
- 多胎児家庭支援事業
 - ・家事育児サポーターが訪問し、家事や育児の支援

経済的負担を軽減します！

- 児童手当
- 乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度
- 障がい児への手当
- 幼児教育・保育の無償化

ひとり親家庭をサポートします！

- 母子・父子相談
 - ・ひとり親家庭が抱える様々な問題の解決に向けて一緒に考えていきます。
- 児童育成手当・児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成制度
- 自立支援教育訓練給付事業

より支援が必要な方をサポートします！

- 保育所・幼稚園等と小学校の連携
 - ・巡回相談、就学時の支援
- 心理相談や育児グループの実施
- 障がい者基幹相談支援センター
- 障害児通所支援サービス
 - ・児童発達支援 (0歳から就学前)
 - ・保育所等訪問支援 (0歳から高校生)
 - ・放課後等デイサービス (小学生から高校生)

こどもに関する相談窓口について

- どこに相談したらよいか分からない場合
 - ・子育て支援総合窓口
 - ☎042-550-3355 午前10時から午後6時30分
 - 月曜日から土曜日(第2水曜日、祝日、年末年始除く)
- こども家庭センター
 - ・18歳未満のこどもに関するあらゆる相談
 - 【相談係】
 - ☎042-550-3313 午前8時30分から午後6時30分
 - 月曜日から土曜日(第2水曜日、祝日、年末年始除く)
 - ・妊娠・出産、育児や発達に関する相談
 - 【母子保健係】
 - ☎042-550-3340 午前8時30分から午後6時30分
 - 月曜日から土曜日(第2水曜日、祝日、年末年始除く)
- ギョッとチャット
 - ・文字で話せる相談チャット (年中無休)
 - 午後3時から午後10時 受付：午後9時30分まで



子育てひろば

市内には3箇所の子育てひろばがあります。ひろばでは交流のほか、絵本の読み聞かせや離乳食の相談などを実施しています。

- ①子育てひろば ここのの (トラストルピア2階)
- ②子育てひろば るびあきる野っ子 (トラストルピア1階)
- ③子育てひろば いつかいち (五日市保健センター1階)



幼児

小学生

中学生

高校生

19歳～
30歳未満

○小さな子どもの
ためのおさんぽ会

居場所づくり・体験活動を推進します！

- 児童館
- 放課後子ども教室
- 公民館・図書館・体育館
- 子ども食堂
- スポーツイベント・教室
- 菅生子どもの森活動
- 小宮ふるさと自然体験学校
・森っこサンちゃんクラブ
- 大島・子ども体験塾
- 青少年教室・家庭教育事業
- 地域子ども育成リーダー事業



若者へのサポート

- 就労準備支援
- 移住・定住促進事業
- 悩みや不安を抱える
若者の相談・支援
- こころの健康相談

- 育児相談
- 子育て講座
- 離乳食教室

全てのこどもへの学びや体験を応援します！

- 人権教育・道徳教育の推進
- キャリア教育・ICT教育の推進
- 中学生の職場体験学習
- 不登校児童・生徒への対応の充実
・教育支援室(せせらぎ)、カラフル
ルーム、VLP(仮想空間での支援)



こどもの健やかな成長を育みます！

- 予防接種事業(日本脳炎、DT、HPVなど)
- 教育相談所
- こころの健康相談



いじめなどの相談窓口について

- 秋川教育相談所
☎042-558-6444【平日午前9時から正午、午後1時から午後5時】
- 五日市教育相談所
☎042-596-6460【平日午前9時から正午、午後1時から午後5時】
- 東京都いじめ相談ホットライン
☎0120-53-8288(フリーダイヤル)【24時間】
- 24時間子供SOSダイヤル【24時間】
☎0120-0-78310

○学童クラブ

- 病児・病後児保育事業
・病中や病気の回復期にある児童を
お預かりします。(生後6か月から小学3年生)

相談窓口について

- どこに相談したらよいか分からない場合
・あきる野市役所 健康福祉部 福祉総務課 保健福祉支援係
☎042-518-7075【平日午前8時30分から午後5時15分】
- こころといのちの相談
・あきる野市役所 健康福祉部 福祉総務課 保健福祉支援係
☎042-518-7075【平日午前8時30分から午後5時15分】
- ・東京都西多摩保健所
☎0428-22-6141【午前9時から午後5時】
- ・東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～
☎0570-087478(年中無休 正午から翌日午前5時30分)
- ・相談ほっとLINE@東京【SNSでの相談】



- 就学援助費の支給
- 受験生チャレンジ支援貸付事業
- 子どもの学習・生活支援事業(小学5・6年生から高校生)
- 学校給食費無償化

- 高等職業訓練促進給付金事業
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 母子・父子・女性福祉資金貸付



- 特別支援教育
・特別支援学級
(知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、
言語障害通級指導学級)
- ・特別支援教室

○障がい者就労・
生活支援センター事業

みんなが困ったときの相談先

下の相談先に“いつでも”相談してください！

あきる野市こども家庭センター

月曜日～土曜日（第2水曜日、祝日、年末年始除く）8：30～18：30

電話番号：042-550-3313

ギュッとチャット



文字で話せる相談チャット 15：00～22：00（年中無休）

受付時間 21：30 まで

URL：<https://gyutto-chat.metro.tokyo.lg.jp/child>



24時間子供SOSダイヤル

24時間受付（年中無休）

電話番号：0120-0-78310

るのキッズWeb

子育て支援情報をご覧いただけます



—コードを読み取りアクセス—

るのキッズアプリ

子育て支援情報をご覧いただいたり
子育てに関する通知を受け取ることができます



—コードを読み取りダウンロード—

あきる野市こども計画【概要版】

令和8年3月

発行：あきる野市

編集：あきる野市こども家庭部こども政策課

〒197-0814

東京都あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111（代表）